

徳島県情報公開審査会答申第218号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成29年5月12日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し「H〇〇.〇.〇付け「徳島新聞」〇〇に関する事件「転用許可のない水田に残土を捨てた件に対する「農林水産政策課と環境管理、環境指導課」と農業委員会又は業者と協議指導した書類（伺い書）含む」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年5月26日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「公開請求に係る資料が不存在である」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年5月31日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

平成29年9月19日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

公開文書の中で、犯罪を犯しているのに、協議した資料等がないとはおかしく、これら隠す行為は、正に枉法行為^{おう}そのものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分を行った理由

平成29年5月12日付けで審査請求人から出された「H〇〇.〇.〇日付け「徳島新聞」〇〇に関する事件「転用許可のない水田に残土を捨てた件に対する「農林水産政策課と環境管理、環境指導課と農業委員会又は業者と協議指導した書類（伺い書）含む」の公開請求は、農林水産政策課、環境管理課及び環境指導課の3課による協議、指導した書類等と指定しており、環境管理課は、この件に関して、農林水産政策課と環境指導課の3課による協議、指導を行っていないため、本件請求に係る公文書を作成し、又は取得もしていない。

(2) 以上により、実施機関は、本件請求に係る公文書を保有しておらず、文書が不存在であるため、条例第7条第2号の規定により本件処分を行ったものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年 9 月 19日	諮問
令和3年12月16日	審議（第187回審査会）
令和4年 1 月 14日	審議（第188回審査会）
同 年 2 月 9 日	審議（第189回審査会）

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、公文書公開請求書で引用している平成〇〇年〇月〇日付けの新聞記事の内容から、〇〇から土地造成工事を請け負った事業者（以下「本件事業者」という。）が、当該工事で発生する土石を農地転用許可を得ていない第三者の農地に仮置きしていた事案（以下「本件違反転用」という。）について、実施機関の関係部局と関係者が協議し、及び行政指導を行ったことに関する文書と解されるが、公文書公開請求書の記載からはこの協議及び行政指導の主体及び相手方が誰になるのか定かとは言えない。

この点について、実施機関は、「農林水産政策課、環境管理課及び環境指導課の3課」による協議、指導した文書と解釈しているが、本件請求の内容を見ると、「農林

水産政策課と環境管理課，環境指導課」と関係部局を列記し，単に「県」としていないことから，これら3課と〇〇農業委員会（以下「〇農業委員会」という。）又は本件事業者が協議し，又は3課が〇農業委員会又は本件事業者に対して指導した文書を本件請求の対象公文書と解することができるので，実施機関の本件請求に係る公文書の特定は不合理なものとは言えない。

2 本件請求に対する実施機関の決定

当審査会において確認したところ，実施機関は，本件請求に対して，請求内容で協議指導した所属として示されている3所属それぞれにおいて，条例第12条の決定を行っている。これらの決定に対して審査請求人は，本件事案のほかに環境指導課に係る公文書公開請求拒否決定に対して審査請求を行ったが，農林水産政策課に係る公文書公開請求拒否決定に対しては審査請求を行っていない。

3 本件対象文書の保有の有無について

実施機関は，本件請求に係る公文書を保有していない理由について，農林水産政策課，環境管理課及び環境指導課の3課による協議，指導を行っていないため，本件請求に係る公文書を作成し，又は取得もしていないと説明している。

当審査会が確認したところ，実施機関の環境管理課では大気，水質及び土砂に関する汚染対策，環境保全等に関する事務を所掌しており，このうち徳島県環境保全条例（平成17年徳島県条例第24号）に係る土砂の埋立てに対する許可の事務が本件違反転用に関係するものと推察されるが，当該事務において農地法等の他の法制度との調整を必要とするような特段の事情も認められない。したがって，3課による協議，指導を行っていないという実施機関の説明に特に不自然，不合理な点は認められない。

4 本件処分の妥当性について

以上のことから，実施機関が本件請求に係る公文書を保有しているとは認められず，本件処分は妥当であると判断する。

5 付言

実施機関は弁明書において，本件処分の理由を「3課による協議，指導を行っていないため」としているが，本件違反転用が実施機関の環境管理課の所掌事務に該当するなら「3課による」協議等はないとしても環境管理課単独による協議等ならあった可能性は考えられる。

本件請求の記載内容が整理されたものではなく，実施機関が「3課による」と限定していることについて不合理なものとは言えないと当審査会でも認めるところではあるが，請求者がどのような文書があるのか分からずに請求しているのであれば，実施機関においては請求者に対して情報提供し，又は請求内容の補正を求めることも必要に応じてすべきであったと考えられる。また，補正等の必要を認めなかったとしても，

請求内容に関連する事務があり、文書を保有する可能性があったような本件事案においては、単に該当する文書がないと言っているのに等しい本件事案の弁明書の説明は不十分なものと言える。

今後、実施機関においては、処分の理由説明をより丁寧に行うことを望む。

徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
大森 千夏	弁護士	
鎌谷 郁代	税理士	
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	会長職務代理者
真鍋 直敬	弁護士	